

(お知らせ)

1号機ならびに3号機再循環系配管の追加点検について

平成15年9月9日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

再循環系配管の点検につきましては、従来の定期的な点検対象範囲(10年間で25%を点検)に加え、今定期検査では5年間で全ての溶接線を点検することとし、この基準(以下「当該点検基準」という)に則って点検作業を実施いたしました。(過去に点検していなかった箇所も今定期検査で全て実施)

今般、地元行政当局から、当該点検基準は、技術的には、合理性が認められるものの、住民の安心の確立に万全を期すために、今定期検査で点検しなかった残りの箇所もさらに追加して点検を実施するようご要請がありました。

当社といたしましては、工学的に合理的な基準を遵守し、これを継続実施していくことが、今回私どもが引き起こした不祥事の再発防止ならびに信頼回復のためには肝要なことと考えております。基本的には今後も当該点検基準に従って点検することとしておりますが、今回の地元行政当局のご要請等を真摯に受けとめ、総合的に検討した結果、点検・補修工事が進捗している1号機と3号機について、「過去5年間のうちに点検を実施した箇所」についても今定期検査において、追加で点検を行うことといたしました。

追加点検については、準備が整い次第作業を開始する予定であり、3号機については明日から開始いたします。

以上